

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み (表2)

平成20年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,765か所(97.5%)、平成21年度末には1,791か所(98.9%)となる見込みである。

表2 地域協議会及びネットワークの設置見込み (平成20年4月1日現在)

			都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	
			市・区 (30万以上)	市・区 (10万~30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
市区町村数			65	199	527	808	193	19	1,811	
平成20年4月1日 時点の設置数	地域協議会	数	59	187	478	656	137	15	1,532	
	ネットワーク	数	6	12	44	95	12	4	173	
	小計	数	65	199	522	751	149	19	1,705	
		%	100.0%	100.0%	99.1%	92.9%	77.2%	100.0%	94.1%	
平成20年度末見込み	地域協議会	数	64	194	512	736	162	19	1,687	
	ネットワーク	数	1	5	15	52	5	0	78	
	小計	数	65	199	527	788	167	19	1,765	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	97.5%	86.5%	100.0%	97.5%	
平成21年度末見込み	地域協議会	数	65	196	523	771	176	19	1,750	
	ネットワーク	数	0	3	4	31	3	0	41	
	小計	数	65	199	527	802	179	19	1,791	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%	92.7%	100.0%	98.9%	
ネットワークが設置されておらず、地域協議会も設置しない		数	0	0	0	6	14	0	20	
		%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	7.3%	0.0%	1.1%	
合計			数	65	199	527	808	193	19	1,811
			%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワーク設置状況 (参考2、参考3)

地域協議会又はネットワークの設置済の市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で74.4%、最高で100.0%となっている。

全体では、60~80%未満が4県(8.5%)、80%~100%未満が17都道府県(36.2%)、100%が26府県(55.3%)となっている。

(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

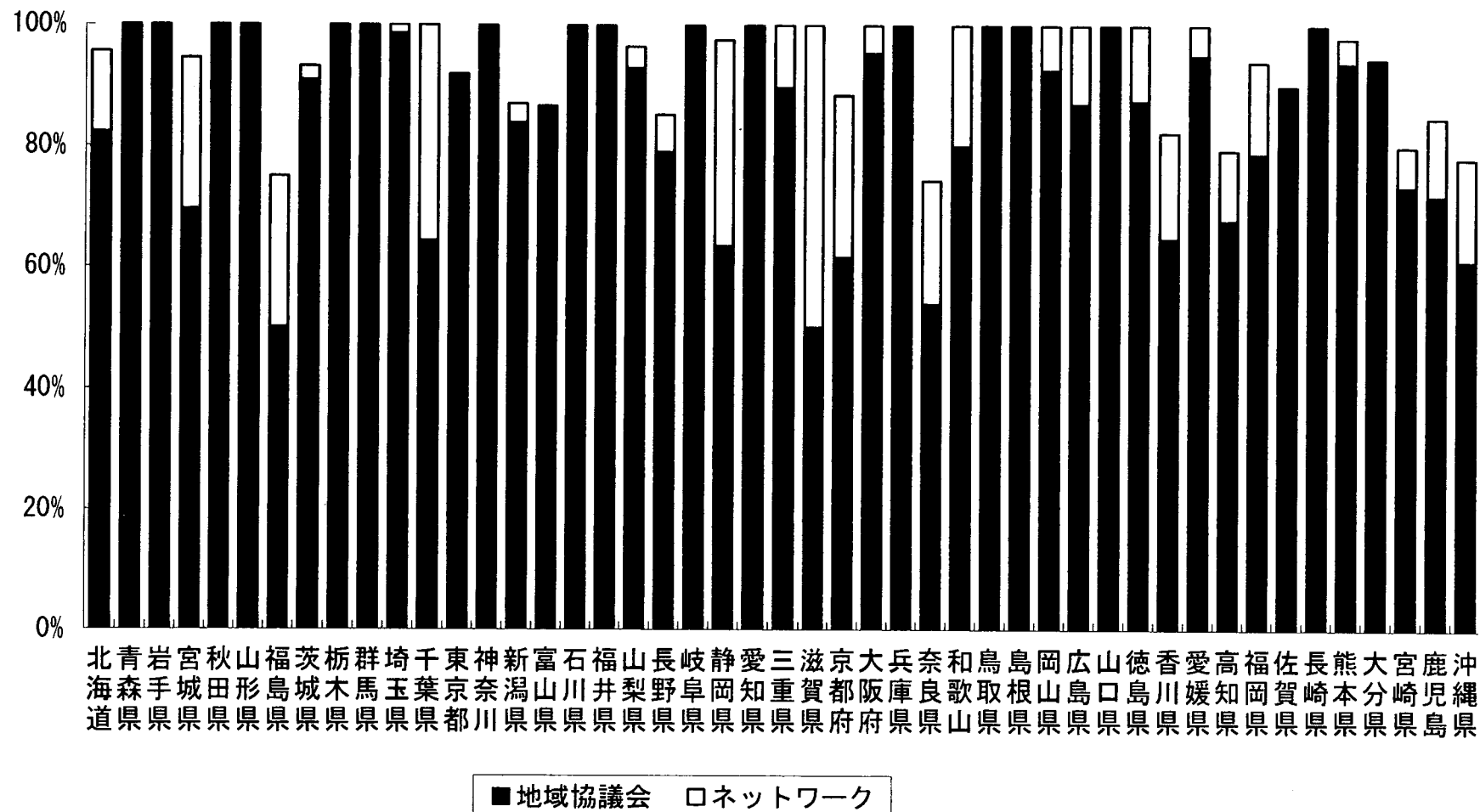
(平成20年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体			地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%		数	%	数	%	数	%
北海道	148	82.2%	24	13.3%	172	95.6%	滋賀県	13	50.0%	13	50.0%	26	100.0%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%	京都府	16	61.5%	7	26.9%	23	88.5%
岩手県	35	100.0%	-	-	35	100.0%	大阪府	41	95.3%	2	4.7%	43	100.0%
宮城県	25	69.4%	9	25.0%	34	94.4%	兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%	奈良県	21	53.8%	8	20.5%	29	74.4%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%	和歌山県	24	80.0%	6	20.0%	30	100.0%
福島県	30	50.0%	15	25.0%	45	75.0%	鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
茨城県	40	90.9%	1	2.3%	41	93.2%	島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
栃木県	31	100.0%	-	-	31	100.0%	岡山県	25	92.6%	2	7.4%	27	100.0%
群馬県	38	100.0%	-	-	38	100.0%	広島県	20	87.0%	3	13.0%	23	100.0%
埼玉県	69	98.6%	1	1.4%	70	100.0%	山口県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
千葉県	36	64.3%	20	35.7%	56	100.0%	徳島県	21	87.5%	3	12.5%	24	100.0%
東京都	57	91.9%	-	-	57	91.9%	香川県	11	64.7%	3	17.6%	14	82.4%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%	愛媛県	19	95.0%	1	5.0%	20	100.0%
新潟県	26	83.9%	1	3.2%	27	87.1%	高知県	23	67.6%	4	11.8%	27	79.4%
富山県	13	86.7%	-	-	13	86.7%	福岡県	52	78.8%	10	15.2%	62	93.9%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%	佐賀県	18	90.0%	-	-	18	90.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%	長崎県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山梨県	26	92.9%	1	3.6%	27	96.4%	熊本県	45	93.8%	2	4.2%	47	97.9%
長野県	64	79.0%	5	6.2%	69	85.2%	大分県	17	94.4%	-	-	17	94.4%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%	宮崎県	22	73.3%	2	6.7%	24	80.0%
静岡県	26	63.4%	14	34.1%	40	97.6%	鹿児島県	33	71.7%	6	13.0%	39	84.8%
愛知県	61	100.0%	-	-	61	100.0%	沖縄県	25	61.0%	7	17.1%	32	78.0%
三重県	26	89.7%	3	10.3%	29	100.0%	全国	1,532	84.6%	173	9.6%	1,705	94.1%

設置済み 市区町村の割合	都道府県数 (構成比)	(参考) 平成19年4月
100%	26 (55.3%)	13 (27.6%)
80%~99%	17 (36.2%)	18 (38.3%)
60%~79%	4 (8.5%)	14 (29.8%)
40%~59%	0 (0.0%)	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(参考3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (構成比)

(平成20年4月1日現在)



## 2. 要保護児童対策調整機関

### (1) 要保護児童対策調整機関の指定 (表3)

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が886か所(57.8%)で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が383か所(25.0%)、福祉事務所(家庭児童相談室)が100か所(6.5%)となっている。

表3 要保護児童対策調整機関の指定 (平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	
児童福祉主管課	数	47	149	319	322	44	5	886
	%	79.7%	79.7%	66.7%	49.1%	32.1%	33.3%	57.8%
母子保健主管課	数	1	-	5	16	1	-	23
	%	1.7%	-	1.0%	2.4%	0.7%	-	1.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	数	3	10	34	262	71	3	383
	%	5.1%	5.3%	7.1%	39.9%	51.8%	20.0%	25.0%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	数	5	17	77	-	-	1	100
	%	8.5%	9.1%	16.1%	-	-	6.7%	6.5%
福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	数	-	2	19	1	2	-	24
	%	-	1.1%	4.0%	0.2%	1.5%	-	1.6%
保健センター	数	-	1	2	7	3	-	13
	%	-	0.5%	0.4%	1.1%	2.2%	-	0.8%
教育委員会	数	-	1	11	17	5	-	34
	%	-	0.5%	2.3%	2.6%	3.6%	-	2.2%
市設置の保健所	数	-	1	1	-	-	-	2
	%	-	0.5%	0.2%	-	-	-	0.1%
児童相談所	数	-	-	1	6	1	3	11
	%	-	-	0.2%	0.9%	0.7%	20.0%	0.7%
障害福祉主管課	数	-	-	1	7	1	-	9
	%	-	-	0.2%	1.1%	0.7%	-	0.6%
その他	数	3	6	8	18	9	3	47
	%	5.1%	3.2%	1.7%	2.7%	6.6%	20.0%	3.1%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員 (表4)

調整機関の担当職員は、全国で4,534名配置されている。内訳は、何らかの専門資格を有する者(①~⑧)は2,313名(51.0%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)は559名(12.3%)となっている。

表4 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考)平成19年4月	
	市・区(30万以上)	市・区(10万~30万未満)	市・区(10万未満)	町	村				
地域協議会設置数(平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
①児童福祉司と同様の資格を有する者(児童福祉司たる資格を有する者)(②、③又は④に該当する者を除く。)	数	60	95	110	47	5	42	359	224
	%	20.5%	12.7%	8.2%	3.1%	1.8%	11.2%	7.9%	7.4%
②医師	数	-	-	-	-	1	-	1	1
	%	-	-	-	-	0.4%	-	0.0%	0.0%
③社会福祉士	数	32	53	31	25	5	12	158	88
	%	10.9%	7.1%	2.3%	1.7%	1.8%	3.2%	3.5%	2.9%
④精神保健福祉士	数	2	11	8	11	1	8	41	20
	%	0.7%	1.5%	0.6%	0.7%	0.4%	2.1%	0.9%	0.7%
小計(児童福祉司と同様の資格を有する者①~④の計)	数	94	159	149	83	12	62	559	333
	%	32.1%	21.3%	11.2%	5.5%	4.4%	16.5%	12.3%	10.9%
⑤保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く。)	数	38	71	95	266	69	78	617	388
	%	13.0%	9.5%	7.1%	17.6%	25.1%	20.8%	13.6%	12.7%
⑥教員免許を有する者(①に該当する者を除く。)	数	32	110	230	42	9	20	443	338
	%	10.9%	14.7%	17.2%	2.8%	3.3%	5.3%	9.8%	11.1%
⑦保育士(①に該当する者を除く。)	数	35	91	140	96	18	28	408	281
	%	11.9%	12.2%	10.5%	6.4%	6.5%	7.5%	9.0%	9.2%
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	数	18	82	129	19	4	34	286	183
	%	6.1%	11.0%	9.7%	1.3%	1.5%	9.1%	6.3%	6.0%
小計(①~⑧の計)	数	217	513	743	506	112	222	2,313	1,523
	%	74.1%	68.7%	55.7%	33.5%	40.7%	59.2%	51.0%	50.0%
⑨①から⑧に該当しない一般事務職員	数	63	179	502	976	163	138	2,021	-
	%	21.5%	24.0%	37.6%	64.6%	59.3%	36.8%	44.6%	-
⑩その他	数	13	55	89	28	-	15	200	-
	%	4.4%	7.4%	6.7%	1.9%	-	4.0%	4.4%	-
合計	数	293	747	1,334	1,510	275	375	4,534	3,047
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※「(参考)平成19年度」における「⑨①~⑧に該当しない一般事務職員」「⑩その他」については、昨年度把握を行った、何らかの資格を有する者に該当する「心理職」「福祉職」を含めていないため、比較できない。

(3) 担当職員の詳細 (表5)

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が3,630人(80.1%)、正規職員以外が904人(19.9%)となっている。

また専任・兼任の状況は、専任が1,700人(37.5%)、他の業務と兼任が2,834人(62.5%)となっている。

表5 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成20年4月1日現在)

		都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
		市・区(30万以上)	市・区(10万~30万未満)	市・区(10万未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)		59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
担当職員数		数	293	747	1,334	1,510	275	375	4,534	3,047
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・正規職員 以外の状況	正規職員	数	217	497	905	1,448	259	304	3,630	2,392
		%	74.1%	66.5%	67.8%	95.9%	94.2%	81.1%	80.1%	78.5%
	正規職員 以外	数	76	250	429	62	16	71	904	655
		%	25.9%	33.5%	32.2%	4.1%	5.8%	18.9%	19.9%	21.5%
専任・兼任の状況	専任	数	199	447	541	214	18	281	1,700	937
		%	67.9%	59.8%	40.6%	14.2%	6.5%	74.9%	37.5%	30.8%
	兼任	数	94	300	793	1,296	257	94	2,834	2,110
		%	32.1%	40.2%	59.4%	85.8%	93.5%	25.1%	62.5%	69.2%

### 3. 設置形態・活動内容等

#### (1) 地域協議会の構造 (表6)

地域協議会の構造は、「3層構造」が992か所(64.8%)、「2層構造」が487か所(31.8%)となっている。

表6 協議会の構造

(平成20年4月1日現在)

	都道府県						政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
3層構造 (代表者会議、実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	45	164	346	369	55	13	992	827
	%	76.3%	87.7%	72.4%	56.3%	40.1%	86.7%	64.8%	69.3%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	6	17	116	268	80	-	487	335
	%	10.2%	9.1%	24.3%	40.9%	58.4%	-	31.8%	28.1%
その他	数	8	6	16	19	2	2	53	31
	%	13.6%	3.2%	3.3%	2.9%	1.5%	13.3%	3.5%	2.6%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 地域協議会の活動内容 (表7)

代表者会議の設置は1,131か所、実務者会議の設置が920か所、個別ケース検討会議の設置が1,224か所となっている。

また年間の平均開催数は、代表者会議が1.24回、実務者会議が5.99回、個別ケース検討会議が20.56回となっている。

なお個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は、2.36回となっている。

表7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成19年度実績)

	都道府県						政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村					
代表者会議	平成19年度設置数 (a)		52	172	401	418	73	15	1,131	1,070
	開催実績数 (b)		回 93	227	483	458	78	64	1,403	1,106
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)		回 1.79	1.32	1.20	1.10	1.07	4.27	1.24	1.03
実務者会議	平成19年度設置数 (d)		52	160	323	322	51	12	920	886
	開催実績数 (e)		回 666	1,175	1,658	1,162	121	727	5,509	3,281
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)		回 12.81	7.34	5.13	3.61	2.37	60.58	5.99	3.70
個別ケース検討会議	平成19年度個別ケース 検討会議設置数 (g)		56	179	439	479	58	13	1,224	1,033
	個別ケース検討会議の開催数(h)		回 3,481	6,787	7,699	3,268	278	3,648	25,161	16,959
	平成19年度ケース実件数 (i)		人 3,364	6,734	9,410	3,826	285	4,762	28,381	24,053
	平成19年度延べケース数 (j)		人 10,276	13,751	26,650	7,898	485	7,826	66,886	67,267
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)		回 62.16	37.92	17.54	6.82	4.79	280.62	20.56	16.42
1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)		回 3.05	2.04	2.83	2.06	1.70	1.64	2.36	2.80	



(3) 実務者会議の形態 (表8)

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が827か所(54.0%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が385か所(25.1%)、「地域別に分けて協議する」が121か所(7.9%)となっている。

表8 協議会の実務者会議の形態(複数回答)

(平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
全ての相談種別を実務者会議として協議する	数	30	111	245	362	76	3	827	714
	%	50.8%	59.4%	51.3%	55.2%	55.5%	20.0%	54.0%	59.8%
地域別に分けて協議する	数	14	12	32	41	10	12	121	87
	%	23.7%	6.4%	6.7%	6.3%	7.3%	80.0%	7.9%	7.3%
相談内容別に分けて開催する	数	9	25	96	202	49	4	385	330
	%	15.3%	13.4%	20.1%	30.8%	35.8%	26.7%	25.1%	27.7%
その他	数	11	46	114	82	16	-	269	102
	%	18.6%	24.6%	23.8%	12.5%	11.7%	-	17.6%	8.5%

## 4. ケースの進行管理の状況

### (1) ケースの登録数 (表9-1)

地域協議会におけるケースの登録数は全体で85,525件であり、そのうち、児童虐待ケース登録数が46,604件(54.5%)、児童虐待以外のケース登録数が38,921件(45.5%)となっている。

また1地域協議会あたりのケース登録数は、児童虐待ケース登録数が30.4件、児童虐待以外のケース登録数が25.4件となっている。

表9-1 ケースの登録数

(平成20年6月末日時点)

		都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
		市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)		59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
児童虐待ケース	児童虐待ケース登録数	数 8,833	13,232	10,624	3,609	200	10,106	46,604	33,692
		% 68.3%	45.2%	47.6%	57.4%	44.3%	70.8%	54.5%	55.8%
	1地域協議会あたりの児童虐待ケース登録数	数 149.7	70.8	22.2	5.5	1.5	673.7	30.4	28.2
その他の要保護ケース	児童虐待以外のケース登録数	数 4,091	16,023	11,697	2,681	251	4,178	38,921	26,727
		% 31.7%	54.8%	52.4%	42.6%	55.7%	29.2%	45.5%	44.2%
	1地域協議会あたりの児童虐待以外のケース登録数	数 69.3	85.7	24.5	4.1	1.8	278.5	25.4	22.4
合計		数 12,924	29,255	22,321	6,290	451	14,284	85,525	60,419
		% 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) ケースの進行管理台帳の作成 (表9-2)

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,029か所(67.2%)で作成されている。

表9-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
作成している	数	54	160	361	385	56	13	1,029	755
	%	91.5%	85.6%	75.5%	58.7%	40.9%	86.7%	67.2%	63.3%
作成していない	数	5	27	117	271	81	2	503	409
	%	8.5%	14.4%	24.5%	41.3%	59.1%	13.3%	32.8%	34.3%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532	-
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

(3) ケースの見直しの頻度 (表9-3)

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が274か所(17.9%)、「4～6か月以内に1回」が138か所(9.0%)、「6か月以上に1回」が40か所(2.6%)となっている。

また、「必要に応じて随時」が528か所(34.5%)となっている。

表9-3 ケースの見直しの頻度

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
うちケース進行管理台帳作成している協議会数	54	160	361	385	56	13	1,029	-
①3か月以内に1回	数	21	69	110	58	9	274	472
	%	35.6%	36.9%	23.0%	8.8%	6.6%	46.7%	17.9%
②4～6か月以内に1回	数	12	29	44	49	3	138	224
	%	20.3%	15.5%	9.2%	7.5%	2.2%	6.7%	9.0%
③6か月以上に1回	数	1	2	22	14	1	40	-
	%	1.7%	1.1%	4.6%	2.1%	0.7%	-	2.6%
小計	数	34	100	176	121	13	452	696
	%	57.6%	53.5%	36.8%	18.4%	9.5%	53.3%	29.5%
④必要に応じて随時	数	15	53	172	247	37	528	-
	%	25.4%	28.3%	36.0%	37.7%	27.0%	26.7%	34.5%
⑤その他	数	5	7	13	17	6	49	-
	%	8.5%	3.7%	2.7%	2.6%	4.4%	6.7%	3.2%
合計	数	54	160	361	385	56	1,029	-
	%	91.5%	85.6%	75.5%	58.7%	40.9%	86.7%	67.2%

# 5. 関係機関等の状況

表10 関係機関等の状況

地域協議会への関係機関等の参加割合をみると、警察署、児童相談所、教育委員会、民生・児童委員協議会、保育所の参加率が高かった。

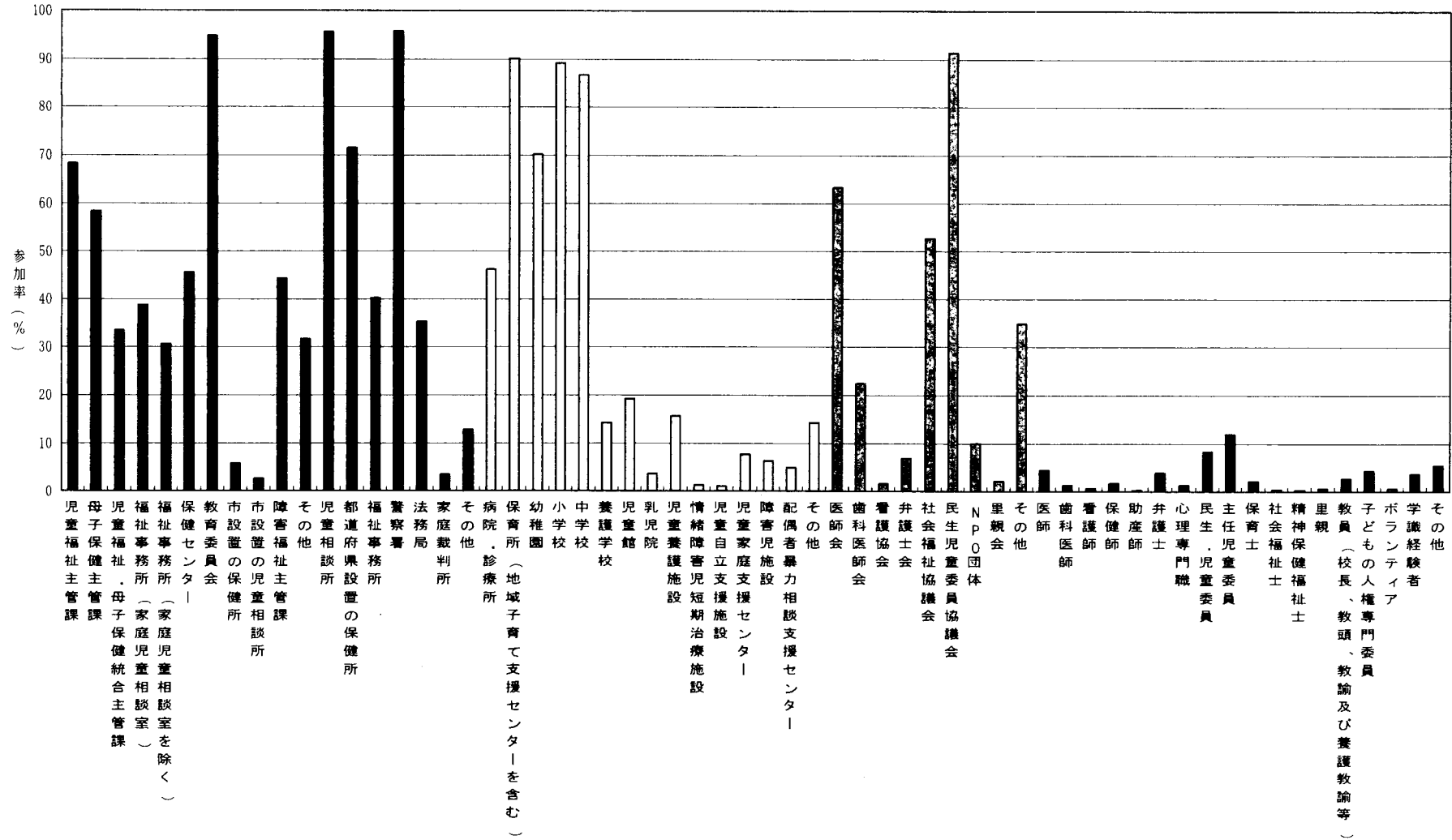
(表10、参考4)

関係機関等の名称	都道府県					合計		
	都道府県							
	市区(30万以上)	市区(10万~30万未満)	町	村	合計			
地域協議会設置数(平成20年4月1日)	59	187	478	656	1,377	1,532	100.0%	
児童福祉主管課	52	173	395	359	54	12	68.2%	
母子保護主管課	47	148	348	303	40	8	58.4%	
児童福祉・母子保護統合主管課	10	23	69	318	87	5	33.4%	
福祉事務所(家庭児童相談室)	32	125	342	69	15	11	38.8%	
福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	50	117	230	49	14	9	30.6%	
保護センター	38	117	248	248	38	9	45.6%	
教育委員会	58	182	458	616	122	15	94.7%	
市設置の保護所	37	17	6	12	4	11	5.7%	
市設置の児童相談所	1	1	6	12	4	15	2.5%	
障害福祉主管課	37	120	208	265	44	5	44.3%	
その他	42	107	167	130	28	10	48.4%	
児童相談所	59	186	469	618	129	4	1,465	95.6%
都道府県設置の保護所	13	156	407	447	72	-	1,095	71.5%
福祉事務所	4	29	103	398	81	1	616	40.2%
警察署	59	186	465	622	120	15	1,467	95.8%
法務局	34	101	209	165	17	13	539	35.2%
家庭裁判所	8	17	13	3	2	9	52	3.4%
その他	15	32	64	63	17	4	195	12.7%
病院・診療所	33	85	199	297	86	8	708	46.2%
保育所(地域子育て支援センターを含む)	50	170	425	604	118	14	1,381	90.1%
幼稚園	50	167	385	409	50	13	1,074	70.1%
小学校	48	162	415	602	129	11	1,367	89.2%
中学校	47	159	404	585	123	11	1,329	86.7%
養護学校	15	44	96	52	9	2	218	14.2%
児童館	24	43	99	106	17	4	293	19.1%
乳児院	8	15	18	5	1	8	55	3.6%
児童養護施設	30	65	87	44	1	12	239	15.6%
情緒障害児短期治療施設	1	3	9	3	-	3	19	1.2%
児童自立支援施設	1	2	4	2	-	6	15	1.0%
児童家庭支援センター	4	24	46	30	8	5	117	7.6%

関係機関等の名称	都道府県					合計		
	都道府県							
	市区(30万以上)	市区(10万~30万未満)	町	村	合計			
障害児施設	8	28	33	21	2	4	96	6.3%
配置者暴力相談支援センター	6	20	38	7	1	3	75	4.9%
その他	19	33	74	76	9	7	218	14.2%
医師会	57	174	407	286	30	14	968	63.2%
歯科医師会	28	95	135	69	6	10	343	22.4%
看護協会	4	6	9	2	2	1	24	1.6%
弁護士会	19	29	32	9	4	12	105	6.9%
社会福祉協議会	35	109	241	337	78	7	807	52.7%
民生児童委員協議会	58	178	435	588	125	15	1,399	91.3%
NPO団体	17	39	57	26	2	11	152	9.9%
里親会	5	3	10	9	2	4	33	2.2%
その他	42	89	193	171	26	12	533	34.8%
医師	4	8	12	32	9	2	67	4.4%
歯科医師	2	1	3	13	1	-	20	1.3%
看護師	1	-	3	5	1	-	10	0.7%
保健師	-	-	5	15	6	-	26	1.7%
助産師	-	1	2	1	-	-	4	0.3%
弁護士	13	21	18	6	-	1	59	3.9%
心理専門職	-	3	8	8	1	-	20	1.3%
民生・児童委員	8	11	29	65	13	2	128	8.4%
主任児童委員	9	15	45	96	14	3	182	11.9%
保育士	-	-	7	19	7	-	33	2.2%
社会福祉士	-	-	3	2	1	-	6	0.4%
精神保健福祉士	-	-	2	2	-	-	4	0.3%
里親	1	1	4	4	-	-	10	0.7%
教員(校長、教頭、教諭及び養護教諭等)	1	2	9	24	6	-	42	2.7%
子どもの人権専門委員	7	13	22	19	5	-	66	4.3%
ボランティア	1	-	4	4	-	1	10	0.7%
学識経験者	7	17	8	17	4	3	56	3.7%
その他	3	8	19	47	4	1	82	5.4%

参考4 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等



## 6. 児童虐待防止以外の業務分野

地域協議会の児童虐待防止以外の業務分野について、「不登校・いじめ」949か所（61.9%）、「非行」876か所（57.2%）、「配偶者からの暴力」842か所（55.0%）、となっている。（表11）

表11 地域協議会における児童虐待以外の業務分野（複数回答）

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
非行	数	26	113	327	333	68	9	876	605
	%	44.1%	60.4%	68.4%	50.8%	49.6%	60.0%	57.2%	50.7%
不登校・いじめ	数	29	120	342	375	74	9	949	639
	%	49.2%	64.2%	71.5%	57.2%	54.0%	60.0%	61.9%	53.6%
配偶者からの暴力	数	27	110	291	341	66	7	842	435
	%	45.8%	58.8%	60.9%	52.0%	48.2%	46.7%	55.0%	36.5%
その他	数	19	84	177	173	42	4	499	172
	%	32.2%	44.9%	37.0%	26.4%	30.7%	26.7%	32.6%	14.4%

(平成20年4月1日現在)